

総量規制に関するQ&A

Q 1 規制対象圏域外から対象圏域内への事業所の移転や、対象圏域内での定員の増員は、新規指定ではないため認められますか。

A 1 対象圏域内への移転や定員増を行うことで対象圏域内の供給量が増加するため、制度の導入の趣旨から認められません。

Q 2 同一の規制対象圏域内での移転は認められますか。

A 2 認められます。ただし、対象圏域から別の対象圏域への移転については、移転先の対象圏域の供給量が増加するため、制度の導入の趣旨から認められません。

Q 3 規制対象圏域において、就労継続支援B型以外のサービスから就労継続支援B型に転換することは認められますか。

A 3 対象圏域の供給量が増加するため、制度の導入の趣旨から認められません。

ただし、以下の要件を満たす就労継続支援A型事業所については、利用者の居場所確保の観点から、例外的に転換を認める場合があります。

【例外的に転換を認める要件について】

- ・ 令和7年10月31日時点で指定を受けている就労継続支援A型事業所であること。
- ・ 本市が実施する就労継続支援A型事業所の経営改善支援事業の個別面談を受けた事業所であること。
- ・ 本市が実施する就労継続支援A型事業所の経営改善支援事業の個別面談を受けてもなお、生産活動収支の黒字化が困難であること。

なお、黒字化が困難な場合とは、当該事業において、個別面談を受けた場合、翌年度にフォローアップを行う想定であり、当該フォローアップを受けてもなお、黒字化が困難な場合とする。

- ・ 就労継続支援B型事業所を公募する際に使用する審査基準を元に採点し、6割以上の点数であること（審査基準は策定次第HPで公表します。）。ただし、公募を実施する場合は、他の応募者と同様に採点し、上位から選定します。

※ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援事業の詳細については、以下のURLを参照してください。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000355459.html>

【A型事業所からB型事業所の転換までの例】

R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
赤字	→ 計画提出・経営支援	→ 確認・フォローアップ	→ 公募・転換

Q 4 規制対象圏域で運営法人の変更を行いたいのですが、新規指定となるため規制の対象になりますか。

A 4 運営法人を変更する場合、変更前の法人が運営する事業所は廃止し、変更後の法人が運営する事業所については新規指定を行うこととなりますが、同一場所において運営法人のみ変更し、事業所の職員及びすべての利用者を引き継ぐ等、変更前後で実質的に継続して運営されると認められる場合（※）は、対象圏域の供給量は増加しないため、規制の対象外とします。

（※）変更前後で実質的に継続して運営されると認められる場合とは

同一場所において、事業所の職員及びすべての利用者を引き継ぐことを基本とします。
ただし、以下の変更については認めます。

- ・ 事業所の使用範囲内での、設備やレイアウトの変更
- ・ 事業所の管理者及びサービス管理責任者が引き継がれたうえでの、その他職員の変更（その他職員は、少なくとも半数以上が引き継がれる必要がある。）
- ・ 法人変更前の事業所の利用者について、原則として法人変更後の事業所での受け入れを可能としていることを前提として、利用者の一部が法人変更後の事業所でなく他のサービス・事業所等を希望した場合の、利用者の一部入替

Q 5 規制対象圏域で生活介護 10 名と就労継続支援 B 型 10 名の多機能型事業所を運営していますが、生活介護を廃止し、就労継続支援 B 型は定員 10 名のままとすることは可能ですか。

A 5 国の基準上、単独型の就労継続支援 B 型は定員規模を 20 名以上とする必要があるため、生活介護を廃止して定員 10 名の単独型の就労継続支援 B 型とすることはできません。また、制度の導入の趣旨から、就労継続支援 B 型の定員を 20 名とすること（定員増）も認められません。

この場合、就労継続支援 B 型も含めて廃止するか、生活介護を「休止」することを選択していただきます。

そのうえで、生活介護の「休止」を選択された場合は、原則 1 年以内の休止期間のうちに、「生活介護の再開」、「就労継続支援 B 型も含めた事業所の廃止」のいずれかを選択していただくことになります。

Q 6 規制対象圏域で就労移行支援 10 名と就労継続支援 10 名の多機能型事業所を運営していますが、就労移行支援の定員を 10 名から 6 名に減らすことは可能ですか。

A 6 国の基準上、多機能型事業所は定員の合計を 20 名以上とする必要がありますが、当該多機能型事業所において就労移行支援の定員を 10 名から 6 名に減らす場合、同時に就労継続支援 B 型の定員を 10 名から 14 名に増やす必要が生じるため、制度の導入の趣旨から認められません。

Q 7 規制対象圏域で就労継続支援B型の新規開設や定員増を行うには、令和7年10月末までに事前相談を完了させないといけないということですが、指定要件のどの程度まで決まっていれば事前相談が完了となりますか。

A 7 事前相談が完了するには、少なくとも以下の点がすべて確認できる必要があります。

- ・ 事前相談票及び添付書類（指定基準上必要な設備及び面積が記載された平面図、付近図、建物の耐震性が確保されていることがわかる書類、従業員の勤務体制一覧表）が漏れなく提出されていること。
- ・ 定員が確定していること。
- ・ 実施主体の要件（法人格が必要であること、定款への記載が必要であること）を理解していること。
- ・ 指定上求められる設備要件（必要な部屋や設備が設けられている、必要な面積がある、事業を行う区画が明確に区分されている等）に合致する図面が確定していること。
- ・ 申請者が指定上求められる人員要件（必要な職種、員数、資格等）を理解しており、人員要件を満たす従業員の勤務形態一覧表が提出されていること。

Q 8 令和7年10月末までに事前相談が完了した場合、どの時期に指定されますか。

A 8 10月末までに事前相談が完了し、11月以降に申請書が提出された場合、申請書を受理してから概ね2か月間の審査期間を経て、毎月1日に指定を行います。また、最終の指定日は令和8年9月1日となります。

なお、本市では例年、年度当初の基本報酬等給付費の変更に伴う業務を優先するため、他のサービスを含めて、4月2日から5月31日付けでの事業所の指定を行わない取扱いとしており、就労継続支援B型についても当該期間日付けでの指定を行いませんので、ご注意ください。

<参考>令和7年10月末までに事前相談が完了した場合の指定手続きの例

【例1】最短（令和8年2月）で指定を受ける場合

令和7年10月 事前相談完了（開設日の3カ月前までに完了が必要）
11月 指定申請（開設日の2カ月前までに提出が必要）
12月 審査（12月含む2カ月間）
令和8年 2月 指定（1日付）

【例2】令和8年6月に指定を受ける場合

令和7年10月 事前相談完了（開設日の3カ月前までに完了が必要）
令和8年 3月 指定申請（開設日の2カ月前までに提出が必要）
4月 審査（4月含む2カ月間）
6月 指定（1日付）